

# ○桜井宇陀広域連合介護認定審査会の委員の 定数等を定める条例施行規則

平成11年6月29日  
規則第3号

改正 平成11年9月1日規則第5号 平成16年9月22日規則第1号  
平成31年1月7日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年桜井宇陀広域連合条例第3号)第2条の規定により、桜井宇陀広域連合介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第9条第1項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は16とする。

(合議体の委員の定数)

第3条 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。ただし、合議体を構成する委員とは別に、無任所の委員を置くことができる。

2 無任所の委員については、5人以内とする。

3 無任所の委員は、合議体の委員が欠席した時は、その合議体に入ることができる。

(合議体の招集)

第4条 合議体は、認定審査会の会長が招集する。

(合議体の長の職務代理者)

第5条 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ当該合議体の長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(介護保険の実施のために必要な準備)

第7条 合議体は、この規則の施行日前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。

(委託業務)

第8条 認定審査会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(40歳以上65歳未満の者で医療保険未加入のものに限る。)について、要介護者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者をいう。)又は要支援者(同条第4項に規定する要支援者をいう。)に該当するかどうかの審査及び判定を受託することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月1日規則第5号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月22日規則第1号）  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月7日規則第1号）  
この規則は、公布の日から施行する。